

札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022

令和元年度（2019年度）実施状況 ＜個別事業の実施状況＞



令和2年（2019年）8月
札幌市

「札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

基本施策		No.	事業・取組名	再掲	関連施策	担当部	ページ	
基本施策1	困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進	施策1-1	気づき、働きかけによる相談支援体制の充実	1		子	子ども育成部	3
				2		子	子ども育成部	3
				3		教	学校教育部	3
				4		教	学校教育部	3
				5		保	障がい保健福祉部	4
				6		子	子ども育成部	4
				7		保	保健所	4
				8		保	保健所	4
				9		保	保健所	4
				10		保	保健所	4
				11		子	子育て支援部	5
				12		子	子育て支援部	5
				13		子	子育て支援部	5
				14		教	学校教育部	5
				15		教	学校教育部	5
				16		保	障がい保健福祉部	6
				17		子	子どもの権利救済事務局	6
				18		保	総務部	6
				19		子	児童相談所	7
				20		子	児童相談所	7
				21		子	児童相談所	7
				22		子	児童相談所	7
				23		子	子育て支援部	7
				24		保	総務部	7
基本施策1	子どもの育ちと学びを支える取組の推進	施策1-2	る団地支援や関係機関との連携推進による	1		子	子ども育成部	8
				2		子	児童相談所	8
				3		子	子育て支援部ほか関係部	8
				4		教	学校教育部	9
				5		保	保健所	9
				6		子	児童相談所	9
				7		子	子ども育成部	9
基本施策2	子どもの育ちと学びを支える取組の推進	施策2-1	乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援	1		保	保険医療部	10
				2		保	保健所	10
				3		保	保健所	10
				4		保	保健所	10
				5		保	保健所	10
				6		保	保険医療部	10
				7		保	保健所	11
				8		保	保健所	11
				9		保	保健所	11
				10		保	保健所	11
				11		保	障がい保健福祉部	11
				12		保	保健所	11
				13		子	子育て支援部	12
				14		子	子育て支援部	12
				15		保	保健所	12
				16		子	子育て支援部	13
				17		子	子育て支援部	13
				18		子	子育て支援部	13
				19		子	子育て支援部	13
				20		子	子育て支援部	13
				21		子	子育て支援部	13
				22		子	子育て支援部	13
				23		子	子育て支援部	13
				24		子	子育て支援部	13
				25		子	子育て支援部	13
				26		子	子育て支援部	13
				27		子	子育て支援部	13
				28		子	子育て支援部	13
				29		子	子育て支援部	13
				30		子	子育て支援部	13
				31		子	子育て支援部	13
				32		子	子育て支援部	13
				33		子	子育て支援部	13
基本施策2	子どもの育ちと学びを支える取組の推進	施策2-2	子どもの学びの支援	1		子	子ども育成部	16
				2		教	学校教育部	16
				3		教	生涯学習部	16
				4		保	総務部	17
				5		子	子育て支援部	17
				6		子	児童相談所	17
				7		市	市民生活部	17
				未		教	学校教育部	17
				8		教	学校教育部	17
				9		教	学校教育部	17
				10		子	子ども育成部	18
				11		教	学校教育部	18
				12		教	学校教育部	18
				未		教	学校教育部	19
				未		教	学校教育部	19
				13		教	学校教育部	19
				14		教	学校教育部	19
				15		教	学校教育部	19
				16		子	子育て支援部	19
				17		教	学校教育部	19
18		教	学校教育部	20				
19		教	学校教育部	20				
20		経	国際経済戦略室	20				

「札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

基本施策		No.	事業・取組名	再掲	関連施策	担当部	ページ		
基本施策 2-3	子どもの居場所づくり・体験活動の支援	1	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組			子) 子ども育成部	21		
		2	新型児童会館整備			子) 子ども育成部	21		
		3	児童会館、ミニ児童会館			子) 子ども育成部	21		
		4	放課後子ども教室			子) 子ども育成部	21		
		5	札幌市児童育成会運営補助			子) 子ども育成部	22		
		6	サッポロサタデースクール事業			教) 生涯学習部	22		
		7	プレーパーク推進事業			子) 子ども育成部	22		
		8	子どもの体験活動の場支援事業			子) 子ども育成部	22		
		9	少年団体活動促進事業			子) 子ども育成部	23		
		10	進路探究学習オリエンテーリング事業			教) 学校教育部	23		
基本施策 3	困難を抱える若者を支える取組の推進	社会的自立に向けた支援	1	若者の社会的自立促進事業（学習支援）	【再掲】	2-2	子) 子ども育成部	24	
			2	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実	【再掲】	1-1	子) 子ども育成部	24	
			3	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付（授業料の減免）			政) 政策企画部	24	
			4	中学校卒業等への進路支援事業			子) 子ども育成部	24	
			5	社会体験機会創出事業			子) 子ども育成部	24	
			6	市立札幌大通高等学校支援事業			教) 学校教育部	25	
			7	フレッシュスタート塾事業			経) 雇用推進部	25	
			8	ワークトライアル事業			経) 雇用推進部	25	
			9	就労支援コーディネーター派遣事業			子) 児童相談所	25	
			10	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業			子) 児童相談所	25	
			11	奨学金支給	【再掲】	2-2	教) 学校教育部	25	
			12	札幌市特別奨学金支給事業	【再掲】	2-2	子) 子育て支援部	25	
			未	公立夜間中学設置検討事業			教) 学校教育部	26	
			13	ひきこもり対策推進事業	【再掲】	1-1	保) 障がい保健福祉部	26	
14	思春期特定相談事業	【再掲】	1-1	保) 障がい保健福祉部	26				
基本施策 4	保護者の就労や生活基盤の確保	施策 4-1	保護者の自立・就労の支援	1	女性の多様な働き方支援窓口運営事業			経) 雇用推進部	27
				2	ひとり親家庭スマイル応援事業			子) 子育て支援部	27
				3	高等職業訓練促進給付金事業			子) 子育て支援部	27
				4	高等職業訓練促進資金貸付事業			子) 子育て支援部	27
				5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業			子) 子育て支援部	27
				6	自立支援教育訓練給付金事業			子) 子育て支援部	27
				7	就労ボランティア体験事業			保) 総務部	28
				8	就労支援相談員			保) 総務部	28
				9	生活困窮者自立支援事業	【再掲】	1-1	保) 総務部	28
		施策 4-2	生活基盤の確保に向けた支援	1	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業			子) 子育て支援部	29
2	住宅確保要配慮者居住支援事業					都) 市街地整備部	29		
3	児童手当					子) 子育て支援部	29		
4	児童扶養手当					子) 子育て支援部	29		
5	特別児童扶養手当					保) 障がい保健福祉部	30		
6	災害遺児手当					子) 子育て支援部	30		
7	障害児福祉手当					保) 障がい保健福祉部	30		
8	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）					保) 総務部	30		
9	アイズ住宅建築費等貸付事業					市) 市民生活部	30		
10	市営住宅への優先入居					都) 市街地整備部	30		
基本施策 5	特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進			施策 5-1	社会的養護を必要とする子どもの養護への支援	1	児童相談体制の強化	【再掲】	1-2
		2	養育支援員派遣事業			【再掲】	1-1	子) 児童相談所	31
		3	社会的養護自立支援事業					子) 児童相談所	31
		4	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援			【再掲】	1-1	子) 児童相談所	31
		5	児童家庭支援センターにおける相談支援			【再掲】	1-1	子) 児童相談所	31
		6	子ども安心ホットライン			【再掲】	1-1	子) 児童相談所	31
		7	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業			【再掲】	3-1	子) 児童相談所	31
		8	社会的養護体制整備事業					子) 児童相談所	32
		9	スタディメイト派遣事業			【再掲】	2-2	子) 児童相談所	32
		10	就労支援コーディネーター派遣事業			【再掲】	3-1	子) 児童相談所	32
		11	要保護児童対策地域協議会の運営			【再掲】	1-2	子) 児童相談所	32
		施策 5-2	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭スマイル応援事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	33
				2	高等職業訓練促進給付金事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	33
				3	必要な支援策を届ける広報の充実	【再掲】	1-2	子) 子育て支援部ほか関係部	33
				4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	【再掲】	4-2	子) 子育て支援部	33
				5	高等職業訓練促進資金貸付事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	34
施策 5-3	生活保護世帯への支援	6	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	34		
		7	自立支援教育訓練給付金事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	34		
		8	ひとり親家庭等日常生活支援事業			子) 子育て支援部	34		
		9	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	【再掲】	2-2	子) 子育て支援部	34		
		10	ひとり親家庭支援センター等運営			子) 子育て支援部	34		
		11	母子生活支援施設運営			子) 子育て支援部	34		
		12	保育所等の利用調整	【再掲】	2-1	子) 子育て支援部	35		
		13	ひとり親家庭等医療費助成	【再掲】	2-1	保) 保険医療部	35		
		14	児童扶養手当	【再掲】	4-2	子) 子育て支援部	35		
		15	養育費確保の推進			子) 子育て支援部	35		
16	市営住宅への優先入居	【再掲】	4-2	都) 市街地整備部	35				
1	生活保護			保) 総務部	36				
2	就労支援相談員	【再掲】	4-1	保) 総務部	36				
3	生活困窮者自立支援事業	【再掲】	1-1、4-1	保) 総務部	36				
4	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	【再掲】	4-2	保) 総務部	36				
5	就労ボランティア体験事業	【再掲】	4-1	保) 総務部	36				
6	札幌まなびのサポート事業	【再掲】	2-2	保) 総務部	36				
7	保育所等の利用調整	【再掲】	2-1、5-2	子) 子育て支援部	37				
8	実費徴収に係る補足給付事業	【再掲】	2-1	子) 子育て支援部	37				

※「未」＝計画策定時において未掲載の事業

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定期区分	主な対象			活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場面の内容	所管	
					乳幼児	小学生	中学生									高校生	保護者
施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実																	
1		困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要に応じて支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	拡充	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし支援担当課
			子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	継続	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	子ども未来局 子ども育成部
2		子どもの貧困への理解の促進	子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	継続	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし支援担当課
			子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化(子ども・世帯の困りごとを早期に把握し、支援につなげる体制の強化)	継続	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	子ども未来局 子ども育成部
3		スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカーの活用	拡充	0	0	0	0	11人	18人	18人	18人	スクールソーシャルワーカーの活用	継続	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	教育委員会 学校教育課	児童生徒担当課
			スクールソーシャルワーカーの活用	拡充	0	0	0	0	11人	18人	18人	18人	スクールソーシャルワーカーの活用	継続	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	教育委員会 学校教育課	児童生徒担当課
4		スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーの活用	拡充	0	0	0	0	54時間	69時間	69時間	69時間	スクールカウンセラーの活用	継続	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	教育委員会 学校教育課	児童生徒担当課
			スクールカウンセラーの活用	拡充	0	0	0	0	54時間	69時間	69時間	69時間	スクールカウンセラーの活用	継続	事業の実施効果の検証等を行うが、来年度以降も段階的に巡回対象地区を拡大し、事業を充実させていく。	教育委員会 学校教育課	児童生徒担当課

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	乳小・幼児 児童中学生	主な対象 保護者 高校生・若者	活動指標	当初値 (2017 年度)	2018 年度 実績	2019 年度 実績	目標値 (2022 年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の 方向性	新規、拡充、 縮小、廃止の 場合の内容	所管	
																局/部	課
成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進	5	ひきこもり対策推進事業	年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置しています。さらに、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。	拡充	○	○	ひきこもり地域支援センターにおける相談件数	1,087件	1,473件	2,494件	1,600件	電話・来所相談・メール相談のほか、相談者の利便性に配慮し、家庭訪問等の訪問型支援や年37回の出張相談を実施した(新型コロナウイルス感染症の影響により、3回中止)。また、集団型支援拠点事業を拡大し、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を計43回開催した(新型コロナウイルス感染症の影響により、当事者向けを2回、家族向けを3回中止)。	引き続き、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や年40回の出張相談を実施する。また、集団型支援拠点事業として、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を年各24回開催する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる当事者向け交流会及び家族向け交流会を計16回実施した。	ひきこもり地域支援センターの相談員増員(3名⇒4名)常勤換算3.0人(0.75人×4人)	保健福祉局 保健福祉課 保健福祉部	精神保健福祉センター	
	6	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムに向けた事業など、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。また、「さつぽろ子ども若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるように取り組めます。	拡充	○		自立支援の新規相談登録者数	354人	308人	351人	400人	若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進した。困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さつぽろ子ども若者支援地域協議会」において、支援機関同士の連携促進に取り組んだ。	引き続き若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、相談事業や自立支援プログラムの実施するほか、学校や地域へのアウトリーチ型居場所づくりを行い、支援を必要とする若者の発見機能の強化に取り組む。	子ども若者局 子ども育成部	子どもの権利推進課		
	7	妊婦支援相談事業	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、ハイリスク世帯を把握し、継続支援につなげます。	継続			母子健康手帳交付時の面接実施割合	99.30%	99.70%	97.20%	100%	母子健康手帳交付時に保健師による面接相談を実施	母子健康手帳交付時に保健師による面接相談を実施予定	継続	保健福祉局 保健所	健康企画課	
	8	初妊婦訪問事業	初めての子を迎える家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行います。	継続			初妊婦訪問実施率	36.80%	42.20%	43.80%	65.00%	初妊婦全員を対象として、妊娠中に保健師や母子保健訪問指導員が家庭訪問を行い、保健指導を実施	初妊婦全員を対象として、妊娠中に保健師や母子保健訪問指導員が家庭訪問を行い、保健指導を実施予定	継続	保健福祉局 保健所	健康企画課	
	9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、育児等の相談に応じます。	継続	○		母子保健訪問指導実施率	91.90%	91.60%	11月に把握可	95.00%	生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問指導を実施	生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問指導を実施予定	継続	保健福祉局 保健所	健康企画課	
	10	産後のメンタルヘルズ支援対策事業	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産後のメンタルヘルズ上の問題を早期に発見し支援します。	継続	○		3種の質票実施割合	98.40%	98.60%	11月に把握可	99.50%	母子保健訪問指導において、産後のメンタルヘルズに関するスクリーニングを実施	母子保健訪問指導において、産後のメンタルヘルズに関するスクリーニングを実施予定	継続	保健福祉局 保健所	健康企画課	

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管					
					乳幼児	小学生										高生	保護者	局/部	課		
11		子育て支援総合センター、区保育、子育て支援センター、子育て支援センターにおける相談支援	区における子育て支援の中心的役割を担っている子育て支援総合センター、区保育、子育て支援センターでは、面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談支援 ・個別のケースに応じた専門機関等との連携支援 ・子育てに関する各種制度やサービスの情報提供とともに、子育て家庭が必要な支援を円滑に利用できるための支援などの相談支援の取組を行います。	継続	○	○	○				子育て支援総合センター	子ども未来局 子育て支援部									
12		「こそだてインフォメーション」(旧「子育て情報室」)	各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもにも関する各種制度等の情報提供を行います。	継続	○	○	○				子育て支援課	子ども未来局 子育て支援部									
13		子育てサロン	子育て家庭の孤立や不安解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置しています。	継続	○	○	○				子育て支援課	子ども未来局 子育て支援部									
14		早期からの教育相談・支援	子どもや就学に関わる教育相談を、幼児教育センターや市立の幼稚園、教育センター・教育相談室等で実施するほか、支援をつなぐため、必要に応じて医療・福祉等の関係機関や学校、幼稚園・認定こども園、保育所と連携します。	継続	○	○	○	2.2 (2016)	2.2	2	2.5	・幼児教育センターでの教育相談件数 1,566件(803人) ・研究実践園での教育相談件数 2,819件(1,354人) ・教育相談後、保護者の了解を得た幼児について、幼稚園・保育所・小学校・児童発達支援事業所等へ情報提供する子どもにも、必要に応じ、関係機関と連携して幼児及び保護者に対する支援を実施。 ・1. 幼児の教育相談リポートを関係機関に配布。 ・市立幼稚園、認定こども園子育て支援事業「ホロップひろはら」において、幼児教育相談等を実施。 ・医療機関や児童発達支援センター等において、就学相談に関わる保護者説明会を開催。	継続								
15		教職員研修の充実	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるために、教職員に対する研修等の一層の充実を図ります。	継続	○	○	○	12	12	12	12	初任段階における研修・中堅教諭等資質向上研修等の教職経験に応じた研修、学校経営研修等の職能に応じた研修、専門研修等において、子どもの権利をばじめとした、子どもを取り巻く様々な諸課題についての研修を、延べ12回実施した。	継続								

成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳幼児	小学生	中学生										高校生・若者	局/部
16	16	思春期特定相談事業	概ね12歳から20歳未満の不登校やひきこもり等の問題で困っている子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所(来所相談は予約制)による相談支援を行います。	継続	○	○	電話・来所相談件数(延べ数)	245件	222件	220件	-	電話相談 197件 来所相談 23件 計 220件	引き続き、電話・来所による相談支援を実施する。	継続		保健福祉局 障がい保健福祉部	精神保健福祉センター	
17	17	子どもの権利救済機関による相談支援(子どもアシストセンター)	子どもの権利条例に基づき設置された子どもの権利救済機関では、原則18歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。また、権利侵害からの救済申立てに基づいて、公的第三者の立場で問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。	継続	○	○	—	—	—	—	—	【広報物】 ・相談カード:全小学生(5月)、全中学生・全高校生(7月、12月) ・子ども向けチラシ:小学1年生、小学4年生、中学1年生(5月) ・保護者向け広報紙:全小中学生の保護者・高校・公共施設等(2月) 【出前講座】 ・あしすと子ども出前講座:児童会館を少年関係団体等(8回実施) ・あしすと子ども出前講座:児童会館を利用する子ども(23回実施) 【関係機関との連携】 ・官民20機関が参加する「子どものための相談窓口連絡会議」を開催(7月) ・教育関連機関等に対し、活動状況の報告や説明を実施(3回)	継続		子ども来来局 子ども権利救済事務局	子どもの権利救済事務局		
18	18	民生委員・児童委員	民生委員は、地域で支援を必要とする方々に対し、住民の立場に立って福祉に関する相談に応じ、必要な援助を行うほか、福祉サービスなどの活動を行います。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用する制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。	継続	○	○	—	—	—	—	—	・民生委員・児童委員(以下、民生委員)活動費等の交付 ・札幌市民生委員推薦会等の運営 ・民生委員への研修 ・民生委員の表彰事務 ・民生委員制度の周知、広報	継続		保健福祉局 総務部	総務課		

成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳小・高校生	児童・若者										局/部	課
19	養育支援員派遣事業	養育支援員派遣	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施すること、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。	29年度新規	〇	〇	〇	〇	〇	〇	—	延べ9世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を行った。	養育支援員による支援が必要な世帯に対し、養育支援員を派遣。	対象世帯数増に向けた検討	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
20	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子ども心身の発達や対人関係、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。	継続	〇	〇	〇	9,859件	10,761件	1,819件	—	年間相談受理事件数 児童相談所:8,453件(2019年度速報値) 家庭児童相談室:3,366件(2019年度速報値)	今年度も関係機関と連携しながら、各種相談に対応していく。	継続	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
21	児童家庭支援センターにおける相談支援	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターでは、地域における子ども福祉に関する専門的な相談に当たる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。	継続	〇	〇	〇	5,991件	6,626件	6,959件	—	4か所の児童家庭支援センターにて、各種相談対応や必要な支援を行った。	4か所の児童家庭支援センターにて、各種相談対応や必要な支援を行っていく。	2021年度中に1か所、2022年度中にさらに1か所設置予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
22	子ども安心ホットライン	子ども安心ホットライン	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。	継続	〇	〇	〇	3,597件	3,634件	4,210件	3,920件	電話相談員9名体制で、24時間365日、児童虐待通告の他、子どもの養育に関する様々な相談を受け付けた。	電話相談員を11名に増員し、相談支援体制の強化を図っていく。	継続	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
23	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援	各区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センターの相談員が、ひとり親家庭への相談支援を行います。	継続	〇	〇	〇	実施	実施	実施	実施	各区に計18名の母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭への相談支援を実施。 ・ひとり親家庭支援センターにおいて、一般相談や父子相談、女性弁護士による法律相談、女性臨床心理士による心療相談、就業相談等を実施。	各区に計18名の母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭への相談支援を実施。 ・ひとり親家庭支援センターにおいて、一般相談や父子相談、女性弁護士による法律相談、女性臨床心理士による心療相談、就業相談等を実施。	継続	子ども未来局 子育て支援課	保護自立支援課	
24	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れられる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づき就労支援などの支援を行います。	継続	〇	〇	〇	3,335人	3,588人	3,502人	未定	自立相談支援事業所(ステップ)において、令和元年度新規相談件数は2,746件、自立相談支援事業所(JOIN)においては、756件となっている。 ステップにおいては、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け、自らが支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施し、JOINについては、ホームレスへの相談支援であり、就労や安定した生活への支援を実施している。 また、ステップの相談支援は、全市を1カ所の事業所に対応しているが、本市は広域であることから、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和元年度は237回開催した。	2か所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付けると、市内各所での出張相談・巡回相談を行い、まだ支援につながっていない生活困窮者の掘り起しを行う。	継続	保健福祉局 総務部	保護自立支援課	

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
				乳小・幼児	高校生・若者										局/部	課
施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進																
1	地域における支援機関や団体等との連携促進	地域における様々な支援機関、子どもの居場所づくりに取り組む団体等とのネットワークの形成、また市民団体や大企業との情報交換など、子どもの貧困に関する関係機関との一層の連携に向けた取組を推進します。 また、子どもの貧困対策に札幌のまち全体で継続的に取り組んでいく機運の醸成を図るための必要な取組を検討します。	新規	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	子ども食堂等子どもの居場所づくりに取り組むネットワーク団体が主催する学習会に参加し、運営団体等と今後の連携に向けた情報共有・意見交換、本市の事業のPR等を行った(年3回)。 子どものくらし支援担当課が新たに「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の構成員となり、複雑な課題を抱える世帯に対する支援の内容を専門的・多角的に検討するなど、関係機関との連携強化を図った。 子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深める取組の一環として「子どもの居場所」をテーマとしたシンポジウムをR1.9月に開催(北海道、北大と共催)。 地域住民、学校関係者等に対し、子どもの貧困対策についての出前講座や研修を計9回開催。	子ども食堂等子どもの居場所づくりに取り組むネットワーク団体が主催する学習会への参加等を通して、運営団体と情報共有・意見交換を行い、連携を強化する。 子どものくらし支援担当課が地域の子ども・若者支援機関等で構成される「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の会議に参画し、地域における様々な関係機関との連携強化を図る。 「子どものくらし支援コーディネーター事業」を通して、民生委員・児童委員、学校、地域における支援機関など、関係機関とのネットワークを充実させる。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし支援担当課		
2	児童相談体制の強化	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。	拡充	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	児童相談体制強化プランに基づき、弁護士への相談体制を整備し、児童家庭支援センターへの指導委託を開始、また、社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始した。 令和元年6月死亡事案に係る重大事案に関する検証報告」での課題を踏まえた提言を次期プランに反映することとし、プラン改定に向けた検討は開始したが、改定は延期した。	第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき取組を実施するとともに、現行プランを改定し、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」を策定する予定。	子ども未来局 児童相談所	企画担当課		
3	必要な支援策を届ける広報の充実	困難を抱えている子ども、世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。	拡充	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	「シングルマザー・パパのためのくらしガイド」の令和2年度版を作成し、引き続き離婚届の受付窓口を中心に広く配布。また、新型コロナウイルス感染症の影響による来庁抑制などの状況を踏まえた広報を実施 ・ひとり親家庭向けのイベント「シングル・ママ&パパ スマイルFesta」で、各種支援制度を紹介。 ・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」及び「広報さっぽろ」へ掲載。 ・子どもコーディネーターの巡回地区、巡回先をさらに拡大し、「子どものくらし支援コーディネーター事業」の認知度の向上を図る。	「シングルマザー・パパのためのくらしガイド」の令和2年度版を作成し、引き続き離婚届の受付窓口を中心に広く配布。また、新型コロナウイルス感染症の影響による来庁抑制などの状況を踏まえた広報を実施 ・ひとり親家庭向けのイベント「シングル・ママ&パパ スマイルFesta」で、各種支援制度を紹介。 ・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」及び「広報さっぽろ」へ掲載。 ・子どもコーディネーターの巡回地区、巡回先をさらに拡大し、「子どものくらし支援コーディネーター事業」の認知度の向上を図る。	子ども未来局 子ども育成部/ 子育て支援部	子どものくらし支援担当課 子育て支援課		

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳小・高校生・若者	乳幼児・中学生										局/部	課
4	支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実	進 幼保小連携の推	幼児期と児童期の教育を円滑に接続・連携を図るため、幼保小連携推進協議会において教職員との研修会、情報交換、幼児の支援内容の引継ぎ会等を実施し、接納期の教育内容や指導方法の相互理解・連携等を目指します。	継続	〇	〇	—					・札幌市幼保小連携推進協議会(年1回)実施。 ・区幼保小連携推進協議会(年1回)実施。 ・札幌市幼保小連携推進協議会(年1回)では、各種類の代表者が全市で取り組む連携推進の在り方に関する協議や連携状況の情報交換等を行った。 ・区幼保小連携推進協議会(各区年3回)では、保育・授業参観及び協議、幼児期に育てたい資質・能力や幼児期の育ちを生かした小学校の学びについての講演等、幼小連携の重要性について啓発した。第3回目に、連絡会(引継)を行った。	・札幌市幼保小連携推進協議会(年1回)実施。 ・区幼保小連携推進協議会(年1回)実施。 ・区幼保小連携推進協議会(年1回)では、各種類の代表者が全市で取り組む連携推進の在り方に関する協議や連携状況の情報交換等を行った。 ・区幼保小連携推進協議会(各区年3回)では、保育・授業参観及び協議、幼児期に育てたい資質・能力や幼児期の育ちを生かした小学校の学びについての講演等、幼小連携の重要性について啓発した。第3回目に、連絡会(引継)を行った。	継続		幼児教育センター担当課	教育委員会 教育委員会 学校教育課
5	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	進	医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合には、保健センターに対し情報提供を行います。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報共有し適切な育児支援を行います。	継続	〇	〇	育児支援 連絡票等 受理件数	997	1046	1081	未定	・医療機関からの「育児支援連絡票(診療情報提供書)」等の送付に基づき、保健センターにおいて家庭訪問等を実施。 ・「育児支援報告書」により結果を報告。 ・保健センターから医療機関に「医療支援依頼書」により情報提供依頼を行い、医療機関から「医療支援報告書(診療情報提供書)」により情報提供。保健センターは、提供された情報を基に家庭訪問等を実施し「育児支援報告書」により医療機関に結果を報告	・医療機関からの「育児支援連絡票(診療情報提供書)」等の送付に基づき、保健センターにおいて家庭訪問等を実施。 ・「育児支援報告書」により結果を報告。 ・保健センターから医療機関に「医療支援依頼書」により情報提供依頼を行い、医療機関から「医療支援報告書(診療情報提供書)」により情報提供。保健センターは、提供された情報を基に家庭訪問等を実施し「育児支援報告書」により医療機関に結果を報告	継続		保健福祉局 保健所	健康企画課
6	要保護児童対策地域協議会	進	被害児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。	継続	〇	〇	—					・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(適宜)	・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(適宜)	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課
7	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	進	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせたことにより、効果的かつ円滑な支援を実施するために、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置しています。	継続	〇	〇	—					代表者会議1回及び実務者会議を4回開催し、子ども・若者の支援を行う関係機関同士の連携を強化するとともに、知識の研鑽に努めた。	引き続き代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関同士の連携強化に努める。また、構成機関に子どもの貧困対策を所管する子ども未来局子どものくらし支援担当課を加え、支援ネットワークの充実を図る。	継続		子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

取組項目	事業名	事業内容	計画策定時区分			活動指標	当初値(2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値(2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
			乳小	幼児	中学生									高校生・若者	局/部
<p>施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援</p>															
1	子ども医療費助成	小学1年生以下入院・通院及び小学生・中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。新たに小学2年生の通院を助成対象に拡大して実施します。	拡充	〇	〇	子ども医療費助成の助成対象(通院)	—	小学1年生まで	小学2年生まで	小学6年生まで	0歳から中学生までの子どもに係る医療費自己負担分の一部を助成。 助成件数 1,871,454件 助成金額 3,396,209千円	拡充	通院の助成対象について、令和2年4月から新たに小学校3年生までを対象に拡充。	保健福祉局 保険医療部	保険企画課
2	乳幼児健康診査	保健センターで、4か月児・10か月児健康診査(再来)・1歳6か月児・3歳児を対象に乳幼児健康診査を行います。	継続	〇	〇	—	20,948人	17,085人	—	1. 4か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):367回 2. 10か月児(再来)健康診査 実施予定回数(再来)健康診査 実施予定回数(年度当初):367回 3. 1歳6か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):349回 4. 3歳児健康診査 実施予定回数(年度当初):326回 5. 5歳児健康診査 実施予定回数(年度当初):326回 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	継続	継続	保健福祉局 保健所	健康企画課	
3	乳幼児健康診査における栄養指導	乳幼児健康診査の際に、食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。	継続	〇	〇	乳幼児健康診査時の栄養指導件数	19,515人	17,085人	—	各保健センターにおいて、乳幼児健康診査の際に、管理栄養士による栄養・食生活に関する情報提供や個別相談等を行った。	継続	引き継ぎ、個人々に応じた適正な食生活を支援するための栄養相談や、食に関する情報提供を行う。	保健福祉局 保健所	健康企画課	
4	5歳児健康相談	5歳を迎える子どもがいる家庭に健康案内とセルフチェック表を送付し、心配な点と相談したいことがある方を対象に、健康・栄養相談を行います。	継続	〇	〇	5歳児発達相談実施率	4.80%	4.48%	5.00%	・5歳児健康相談を実施 ・5歳児発達相談を実施	継続	・5歳児健康相談を実施予定 ・5歳児発達相談を実施予定	保健福祉局 保健所	健康企画課	
5	歯科口腔保健推進事業	歯と口の健康について、地域での健康相談や電話相談を、歯科衛生士が受け持っています。また、市内の保健センターでは、歯科医師による妊産婦対象の無料歯科健診と、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を行います。	継続	〇	〇	—	—	—	—	歯と口の健康について普及啓発のためのセミナー開催、新入学児童への「健口ノート」の配布や健康相談・電話相談の実施。 市内の各保健センターでは乳幼児健診での歯科健診・保健指導、地域での健康教育、妊産婦対象の無料歯科健診を実施する。	継続	新型コロナウイルス感染症による影響を見ながら、歯と口の健康の普及啓発セミナーを開催予定。新入学児童への「健口ノート」の配布を実施。健康相談・電話相談の実施。 市内の各保健センターでは乳幼児健診での歯科健診・保健指導、地域での健康教育、妊産婦対象の無料歯科健診を実施する。	保健福祉局 保健所	健康企画課	
6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。	継続	〇	〇	—	—	—	—	一定の要件を満たすひとり親家庭等の児童・母親もしくは父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。 助成件数 262,497件 助成金額 588,427千円	継続	一定の要件を満たすひとり親家庭等の児童・母親もしくは父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。	保健福祉局 保険医療部	保険企画課	

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	乳幼児 計画策定時区分	主な対象 乳幼児 小学生 中学生 高校生・若者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
																局/部	課
7	未熟児養育医療給付	未熟児養育医療給付	入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。	継続	○	○	—	—	—	—	—	前年度と同規模で実施 (見込み請求件数:1,081件)	継続		保健福祉局 保健所	健康企画課	
8	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(育成医療)	障がいのあるまたは医療を行わなければならない18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行います。	継続	○	○	—	—	—	—	—	前年度と同規模で実施 (見込み請求件数:1,979件)	継続		保健福祉局 保健所	健康企画課	
9	結核児童療育給付	結核児童療育給付	18歳未満の結核にかかっている児童であって、指定療育機関の医師が長期療養のために入院が必要と認められたものに対し必要な医療の給付並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行います。	継続	○	○	—	—	—	—	—	該当なし	継続		保健福祉局 保健所	健康企画課	
10	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。	継続	○	○	—	—	—	—	—	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。 令和2年3月31日現在 受給者数:1,878人(令和2年3月31日現在) 日常生活用具の給付:17件 相談件数(各区保健センターにて実施):376件	継続		保健福祉局 保健所	健康企画課	
11	障害児通所給付費	障害児通所給付費	障がいのある児童に、障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)の利用に必要な費用の一部を支給します。	継続	○	○	支給決定者数(各年度末)	児童発達支援:4,148人 放課後等デイサービス:5,961人 医療型児童発達支援:62人 児童発達支援:70人 保育所等訪問支援:505人	児童発達支援:5,137人 放課後等デイサービス:7,489人 医療型児童発達支援:63人 児童発達支援:70人 保育所等訪問支援:714人 居宅訪問型児童発達支援:3人	児童発達支援:5,137人 放課後等デイサービス:7,489人 医療型児童発達支援:63人 児童発達支援:70人 保育所等訪問支援:714人 居宅訪問型児童発達支援:3人	—	・各サービス毎の支給決定者数及び利用日数は以下のとおり。(令和2年3月実績) 【実利用人数】 児童発達支援:5,137人、放課後等デイサービス:7,489人、医療型児童発達支援:63人、保育所等訪問支援:714人、居宅訪問型児童発達支援:3人 【利用日数】 児童発達支援:46,264日、放課後等デイサービス:59,233日、医療型児童発達支援:223日、保育所等訪問支援:72日、居宅訪問型児童発達支援:1日	継続	—	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課	
	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。	未掲載	○	○	新生児聴覚検査受	—	—	100%	—	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。	新規	新生児聴覚検査費用を助成し、先天性難聴の早期発見及び適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。	保健福祉局 保健所	健康企画課	

乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児 乳幼児 乳幼児	活動指標	当初値 (2017 年度)	2018 年度 実績	2019 年度 実績	目標値 (2022 年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の 方向性	新規、拡充、 縮小、廃止の 場合の内容	所管	
															局/部	課
12	乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実	事業二一ズに 対応した保育 施設の整備 促進	保育二一ズを踏まえた保育定員の確保を図るため、 ・幼稚園からの幼稚園型認定こども園 又は幼稚園型認定こども園への移行を 促進 ・新築・改築や賃貸物件を活用した保育 所の整備 ・保育二一ズの高い低年齢児の保育定 員を拡大するため、小規模保育事業を 整備 などを行います。	拡充	主に対象 乳幼児	認可保育 施設等の 利用定員 数	29,674 人(H 30.4)	31,147 人(H 31.4)	32,518 人(R 22.4)	37,739 人 (R5.4)	<①私立保育所整備費等補助事業> ○令和元年度定員増830人 【内訳】 ・保育所新築(6件 270人増) ※うち2件は2か年事業であり、定員増 は計上しない ・保育所増改築(5件 90人増)※うち2件 は2か年事業であり、定員増は計上しない ・賃貸等による保育所の創設(10件 480 人増) ※うち1件は2か年事業であり、定員増 は計上しない ・既存保育所の定員変更(6件 10人減) <②認定こども園整備費補助事業> ○令和元年度定員増270人 【内訳】 ・幼稚園型認定こども園の新築(1件 90人増) ・幼稚園型認定こども園の移行(3件 120人増)※うち1件は2か年事業であ り、定員増は計上しない ・幼稚園型認定こども園の移行(2件 35 人増) ・既存認定こども園の定員変更(1件 25 人増) <③地域型保育改修等補助事業> ○令和元年度定員増271人 【内訳】 ・小規模保育事業新築(2件 38人増) ・小規模保育事業改修(13件 240人増) ・既存小規模保育事業の定員変更等(3 件12人減) ・事業所内保育事業(1件 5人増)	子ども未来局 子育て支援部	保育推進担 当課	継続	子ども未来局 子育て支援部	子ども未来局 子育て支援部
13	第2子以降の保 育料無料化事業	これまでの第3子以降に加え、最も保育 料の高い3歳未満児童を対象として、平 成29年度から第2子についても保育料を 無料化し、子育て世代の経済的負担を 軽減しています。 ※年収約360万円以上の世帯は、就学 前児童で保育所等施設に入所している 子どものみを子順としてカウントします。	29年度拡充	主に対象 乳幼児	第2子以 降の保育 料無料化 実施	—	実施	実施	実施	最も保育料の高い3歳未満の児童を対 象として、第2子の保育料を無料化し、 子育て世帯の経済的負担の軽減を行っ た。	幼児教育・保育の無償化の対象外と なっている3歳未満の児童について、就 学前児童でかつ認可施設等を利用して いる児童を上から数人、2人目の保育料 を無償化。年収約640万円未満の世帯 については、上の子の年齢や施設の特 等については、上の子の年齢や施設の特 等にかかわらず、世帯の2人目 以降の保育料を無償化し、子育て世帯 の経済的負担を軽減する。	年収約640万 円未満の世 帯について、 上の子の年 齢や施設の 利用の有無に かかわらず、 世帯の2人目 以降の保育 料を無償化 し、子育て世 代の経済的 負担を軽減。	拡充	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課	
14	妊婦一般健康診 査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診 票(全14回)を交付し、妊婦健康診にか かる費用の一部を助成します。	継続	主に対象 乳幼児	—	—	—	—	—	前年度と同規模で実施 (見込み請求件数:153,349人)	継続	継続	健康企画課	保健福祉局 保健所		

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	乳幼児園児 小・中学生 高校生・若者	主対象	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管		
														局/部	課	
15	私立幼稚園就園奨励費補助事業	子ども、子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園する園児がいる世帯に対して、入園料と保育料の一部を補助します。	継続	○	○	○	—	実施	実施	RIで終了	国の補助基準に基づき、世帯の所得に応じて入園料と保育料の一部を補助した。	幼児教育の無償化に伴い、令和元年9月をもって終了。	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課		
16	実費徴収に係る補助給付事業	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。	継続	○	○	—	—	実施	実施	対象児童1,557人 令和元年10月から対象拡大(私学助成幼稚園の副食費補給付が開始)したため、昨年度より増加している。	継続	継続	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課		
17	保育所等の利用調整	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加算します。	継続	○	○	○	実施	実施	実施	入所調整において加算を実施した。	令和元年度と同様に実施する。	継続	継続	子ども未来局 子育て支援部	保育推進担当課	
18	休日保育	日曜、祝日に保育を実施します。	継続	○	○	○	5施設	9施設	9施設	10施設	以下の9施設で実施。 公立保育園：ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるこし 私立保育園：元町にっこ保育園、青葉興正保育園、北一条すずらん保育園、私立小規模保育事業A型：ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷	継続	継続	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課	
18	夜間保育事業	午前0時(一部施設は午後10時)までの保育を実施します。	継続	○	○	○	3施設	3施設	3施設	3施設	(1)札幌市大通保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～24:00 (2)札幌市しせいかん保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～22:00 (3)札幌市二十四軒南保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～24:00	継続	継続	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課	
18	時間外保育事業	開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。	継続	○	○	○	381施設	410施設	442	未定	442施設(公立保育所・認定こども園19、私立認可保育所・認定こども園310、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所109、公設民営地域型保育事業所11)で実施	令和2年度は476施設(公立保育所・認定こども園19、私立認可保育所・認定こども園326、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所127、公設民営地域型保育事業所1)で実施予定	継続	継続	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
18	一時預かり事業	幼稚園等での一時預かりを実施します。(幼稚園型、一般型幼稚園タイプ、一般型保育所タイプ)	継続	○	○	○	4,316人	4,800人	5,948	未定	幼稚園型(在園児向け)：148施設・4,900人 2歳児受入れ事業：5施設・48人 一般型幼稚園タイプ(非在園児向け)：82施設・9,800人 ＜保育所＞ 一般型保育所タイプ：166施設・70人	継続	継続	子ども未来局 子育て支援部	保育推進担当課	

乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児 小学生 中学生 高校生・若者 保護者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	所管	
													局/部	課
18	病後児デイサービス事業	病後回復期にある児童を、就業や急用などにより家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設で預かります。	継続	〇	〇	6施設	6施設	6施設	8施設	6施設で実施。延べ利用人数2,218人	延べ利用人数2,713人見込み	拡充	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
18	ファミリィ・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育てを家庭を支える活動を支援する事業です。 日常的な預かりに対応する「さつぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	継続	〇	〇	—	—	—	—	・10月から全区のこそこだてインフォメーションにおいて、ファミリィ・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を開設した。 さつぽろ子育てサポートセンター事業活動件数 10,272件 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業 活動件数 1,698件	・全区のこそこだてインフォメーションにおいて、ファミリィ・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を実施。	継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
18	市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において預かり保育を実施することにも、園と家庭が連携したよりよい幼早期の子育てのあり方について研究し、その成果を発信します。	継続	〇	就労枠を含めた1日当たり預かり保育利用者数	5.1 (2016)	6.1	8.3	25	・市立幼稚園9園で実施。(実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く)) ・利用者数(9園合計)年間延べ18,774名。1日平均利用者数8.3名/園。 ・園内りやホームベージュで、よりよい子育ての在り方を発信する。 ・預かり保育の質の向上に向けた事例の検討を行い、その内容を全園で共有し、実践する。 ・全園に預かり保育専任職員を配置できるように募集の広報を強化する。	・市立幼稚園9園で実施。(実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く)) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を園内りやホームページ等を活用して発信する。	継続	幼児教育センター担当	幼児教育センター
19	子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。	継続	〇	市内実施箇所数	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	市内6ヶ所で事業を実施。 実施施設：児童養護施設5施設(札幌育原園、札幌南園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院) 利用延べ日数2,878日	市内6ヶ所で事業を実施予定。 実施施設：(実施施設：児童養護施設5施設(札幌育原園、札幌南園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院)) 利用延べ日数(見込)：2,893日	継続	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
20	保育センター運営	市民の保育ニーズの多様化に対応できるように保育関係者の資質の向上を図ります。	継続	〇	研修実施回数	7回	7回	7回	7回	保育所等の職員を対象に委託による研修7回行う。	保育所等の職員を対象に委託による研修3回行う(新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が実施できていないため)。	継続	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
21	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を介して、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保証するとともに、胎児が無事に生まれ全な育成を図ります。	継続	〇	助産の実施	実施	実施	実施	実施	6施設13床で実施。 158人の利用があった。	5施設12床で実施。	継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課

乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児 乳幼児 小学生 高校生・若者 保護者	活動指標	当初値 (2017 年度)	2018 年度 実績	2019 年度 実績	目標値 (2022 年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の 方向性	所管	
														局/部	課
乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実	22	産後ケア事業	生後4か月未満の子どもがおり、家族等から十分な援助が得られず、かつ心身の不調又は育児不安等がある産婦を対象に、宿泊又は日帰りでの休養の機会を提供し、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行います。	継続	○	産後ケア事業の間利用者数	337	243	286	350	市内9か所の助産所の助産師により、宿泊型と日帰り型で産婦とほか月未満の児に対してケアの提供を実施	実施助産所を拡充して実施予定	拡充	保健福祉局 保健所	健康企画課
		認可外保育施設等利用給付事業	国の基準に基づき、施設等利用給付認定を要して、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、一度利用料を施設にお支払いいただき、後日札幌市から還付する方法で給付を行います(給付額には上限があります)。	未掲載	○	事業の実施	—	—	実施	実施	国の基準に基づき、認可外保育施設等を利用した方を対象に、利用料の一部を補助した。	令和元年度と同様に実施する。	継続	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
		幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	未掲載	○	幼稚園体験イベント、講演会参加数(累計)	6,190名	5,621名	4,193名	6,000名	—	令和元年8月28日(水) 札幌市幼児教育講演会を実施 92名 市立幼稚園・市立認定こども園の子育て広場1を10園で120回実施 累計で参加者4,101名	令和2年10月27日(火)に札幌市幼児教育講演会を実施予定 市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で8月から3月まで実施予定(新型コロナウイルス対策により、全園で7月までの実施を見合わせたため)	継続	教育委員会 学校教育部

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定区分	乳幼児・小学生・若者	主な対象	活動指標	当初値(2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値(2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
																局/部	課
施策2-2 子どもの学びの支援																	
1 若者の社会的自立促進事業(学習支援)			学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。	新規	○		学習支援への参加者数	—	21人	47人	40人	高校中退者等から延べ231件の相談に応じ、47名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施した。このうち19名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち6名が専攻資格を取得し就職支援・進学等に繋がった。また、5名が高校に合格し入学に至った。	引き続き高校中退者等からの相談に応じ、高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施する。	継続		子ども未来事務局 子ども育成部	
2 「学ぶ力」の育成			学校・家庭・地域と教育委員会が一体となり、子どもたちに「学ぶ力」の3要素「学ぶ意欲(主体的に学習に取り組む態度)」「学んだ力(基礎的・基本的な知識・技能)」「活かす力(思考力・判断力・表現力等)」をバランスよく育みます。	継続	○	○	「学ぶ力」育成プログラムを保護者等にも説明する学校の割合	52%	61%	コロナウイルス感染症対策等ため未調査	100%	全国学力・学習状況調査や札幌市の共通指標等を用いた分析を踏まえ、各学校において「学ぶ力」育成プログラムを作成・実施し、分ける・楽しい授業づくりを推進する。また、プログラムの今年度の具体的な改善策について明確に記すことで、子どもの「学ぶ力」育成に向けた取組を家庭・地域にも説明し、連携した取組を一層推進していく。	継続		教育委員会 学校教育部	教育課程担当課	
																	教育委員会 学校教育部
3 家庭教育事業			保護者を対象とした講演会、その内容についての広報等を通じて、家庭教育に関する意識啓蒙を図るとともに、子どもとのより良い関わり方について広く発信します。	継続		○	家庭教育事業への年間参加者数	5,632人	6,454人	5,897人	6,300人	「家庭教育学級」では、市内の各園・校で学級が開設され、親同士が家庭教育・子育てについて学び合う活動を展開した。「親育ち応援団」では、講演会や企業等に対する出前講座を開催し、仕事加が難しい親にも学習機会を提供した。また、ウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」により、家庭教育の必要性や重要性について、ネットを通じて学習できる機会を提供し、年間16,401人が閲覧した。	継続		教育委員会 生涯学習部	生涯学習推進課	
																	教育委員会 生涯学習部

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主対象 乳幼児 小学生 中学生	保護者 高校生・若者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
																局/部	課
4		札幌まなびのサポート事業	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持つような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。	継続	○		学習支援事業の参加人数	618人	522人	479人	未定	令和2年度も引き続き、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生を対象とし、学習支援を実施する。実施規模は昨年同様、市内40会場(15名/会場)で600名の受入を見込んでい。また、高校進学後のフォローアップを実施することで中退防止に向けた取り組みも行っていく。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支援課	
5		ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の児童(小学校3年生から中学校3年生)に対し、学習支援(市内10区の会場で実施)により学習習慣を身に付けさせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の自立を促進します。	継続	○		—					市内全10区で実施 原則週1回、2時間程度 ①参加人数 延べ3,491人 ②登録ボランティア数 161人	継続		子ども委員会 子育て支援部	子育て支援課	
6		スタディメイト派遣事業	児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。	継続	○	○	学習支援等を実施した延べ児童数	1,043人	820人	1,009人	920人	児童養護施設5カ所(札幌育児園、札幌南園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)に入所している児童に対して学習支援等を実施。	継続		子ども委員会 児童相談所	地域連携課	
7		アイヌ民族の児童・生徒の学習支援	アイヌの児童・生徒に対し、進学率向上を目的とした学習支援事業を実施します。	継続	○	○	参加児童数(延べ人数)	200人	77人	55人	200人	経済的な理由や現存する差別等により、アイヌ民族とその他の人々との間に進学率の格差が存在することから、その格差解消を図ることを目的に、アイヌ民族の児童・生徒を対象とする学習支援事業を夏季及び冬季休みのうち各5日間実施。 ①夏季 ・実施期間:令和元年8月5日(月)～9日(金)の5日間 ・参加者数:小学生7名、中学生4名、高校生3名)延べ32名 ②冬季 ・実施期間:令和2年1月6日(月)～9日(木)、13日(月)の5日間 ・参加者数:6名(小学生4名、中学生2名)延べ23名	継続		市民文化局 市民生活部	アイヌ施策課	
		札幌市教育センター(日本語教室)	札幌市教育センターの附属施設(日本語教室)において、札幌市立小・中学校に在籍している海外帰国児童生徒及び外国人児童生徒の日本語学習や学校生活への適応に向けた支援を行います。	未掲載			—					札幌市教育センターを会場とし、日本語の指導等を実施。 ・1回60分で原則週2回を基本に、個人またはグループで学習する。 ・通室児童生徒数15人・実施回数 計528回	継続		教育委員会 学校教育部	教育相談担当課	

学びを支える取組の推進

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	乳幼児児童	主な対象 小・高校生・若者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
																局/部	課
8	子どもが安心して学ぶための支援体制の推進	スクールソーシャルワーカーの活用【再掲1-1】	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりして、困難を抱える児童生徒を支援します。また、スクールソーシャルワーカーの活用を一層進め、児童生徒の支援体制をさらに充実させます。	拡充	〇	〇	スクールソーシャルワーカーの配置人数	11人	18人	18人	18人	・有資格者のSSW13名(内1名スーパーバイザー)、教員経験者からなる巡回SSW5名の計18名体制で事業を実施した。巡回SSWは、市内小学校を巡回して困りを抱えた家庭等を把握し、有資格者のSSWにつなぐ役割を担っている。 ・10区を3つのエリアに分けて、各エリアをエリアリーダー1名を含む4名の有資格者のSSW及び、各区を担当する巡回SSWで担当した。この体制により、有資格者のソーシャルワーカーの早期派遣が可能となり、問題を抱える児童生徒への支援の充実が図られた。	継続		教育委員会 学校教育課	児童生徒担当課	
9		スクールカウンセラーの活用【再掲1-1】	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、金市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置し、児童生徒や保護者の教育相談に対応します。また、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間を拡充するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組みます。	拡充	〇	〇	小学校へのスクールカウンセラー配置時間数	54時間	66時間	69時間	69時間	各小学校において、教育プログラムや校内研修等におけるスクールカウンセラーの活用を進めるなど、生徒指導上の課題を充実させる。また、小中一貫した教育の充実に向け、小学校と中学校のパートナー校へ可能な限り同一のスクールカウンセラーを配置する。	継続		教育委員会 学校教育課	児童生徒担当課	
10	子どもの学びの環境づくり事業		不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成しています。平成29年度から、児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やし、支援の拡充を図っています。	29年度拡充		〇	フリースクールなど民間施設事業費補助団体数	8団体	10団体	10団体	10団体	元年度は新たに1団体の申請があり10団体への補助を行った。通所する子どもたちの学習環境の充実へと繋がっている。	継続		子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課	
11	相談支援パートナー事業		不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、個に応じたきめ細かな支援を行い状況改善を図ります。主に登校しても教室に入ることができない児童生徒に対して、別室における学習等の支援を行います。	継続		〇	相談支援リーダーパートナーの支援による不登校状況の改善率	89.40%	77.10%	90.00%	90.00%	・「相談支援パートナー」を中学校97校、中等教育学校1校、小学校モデル校20校(令和8月～)を配置し、主に別室等における学習支援や教育相談等を行った。 ・小学校10校に「相談支援リーダー」を配置し、配置校における不登校支援や相談支援パートナーへの指導・助言を行った。	拡充	小学校における相談支援パートナー活用モデル校を段階的に拡充することを検討	教育委員会 学校教育課	教育相談担当課	
12	不登校児童生徒に対する相談支援		不登校児童生徒に対し、学校復帰や社会的自立に向けた相談指導教室及び教育支援センターでの支援の充実を図るとともに、個別相談を実施することにより、子どもや保護者の不安を和らげる取組を推進します。	継続		〇	教育支援センター・相談指導教室における不登校状況の改善率	41.30%	59.00%	65.48%	60.00%	・青葉相談指導教室の移転で、教育支援センター3か所・相談指導教室3か所における支援体制となった。それに伴い、多くの子どもたちが通いやすい支援となるよう内容の原直しを図った。 ・不登校対策相談指導員の研修や交流を実施し、不登校支援の在り方について研修を深める機会を設けた。 ・市内小中学校の不登校児童生徒保護者の不安を和らげるため、交流会を2回実施した。 ・令和元年度登録児童生徒数 計252名	継続		教育委員会 学校教育課	教育相談担当課	

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主対象 乳幼児・小学生・高校生・若者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
													局/部	課
	事業・取組名	札幌市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校に在籍する、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、指導協力者の派遣による教育支援を行います。	未掲載	〇	—					・日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等にスムーズに適応できるように、専門性を有するボランティアが個々の状況に応じた適切な支援を実施する。 ・指導協力者と学校の担当教諭による連絡推進会議を開催し、児童の実態やよりよい指導の在り方等を交流し、支援体制の充実を図った。 ・指導協力者が学校の指導に補助的に関わること、言葉が分からない、思いが軽減されてきている。	・帰国・来日して間もない子どもなどへの日本語指導ボランティア派遣 ・充実及び派遣依頼の増加への対応。 ・新規登録ボランティアへの研修。	教育課程担当課 教育委員会 学校教育部		
	学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得への困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	未掲載	〇	—					・障がいや不登校、日本語習得の困難さなどの心配がある児童生徒のアセスメントや、総合的な相談体制の在り方について調査を行った。	継続	教育相談担当課 教育委員会 学校教育部		
13	高等学校等生徒通学交通費助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	新規	〇	通学交通費の助成	—	助成開始	継続	助成対象者数 640人	・総合的な相談体制に必要な人材やシステム、日本語能力判定やアセスメント等についての調査・研究、他都市の取組の視察などを行う。	継続	教育委員会 学校教育部	教育推進課	
14	就学援助	経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給目録の追加など、制度の充実に取り組みます。	拡充	〇	—				対象児童数(小学校):11,642人 対象生徒数(中学校):6,475人 他、小学校入学者に対する入学準備金の入学前支給を実施した。	見込み対象児童数(小学校):11,607人 見込み対象生徒数(中学校):6,234人	継続	教育委員会 学校教育部	教育推進課	
15	奨学金支給	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。	継続	〇	採用人数	1,297人	1,306人	1,291人	1,300人	奨学生採用人数内訳 ・高校等 1,037人 ・大学等 254人	採用者数200人増	教育委員会 学校教育部	教育推進課	
16	札幌市特別奨学金支給事業	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困難している世帯の子どもが、技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学費を支給します。	継続	〇	—				奨学生採用人数内訳 ・技能習得資金 受給者数:237人 ・支度資金 受給者数:59人	奨学生採用人数内訳 ・技能習得資金 受給者数:204人 ・支度資金 受給者数:49人	継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
17	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成	札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	継続	〇	対象者への年間助成率	100%	100%	100%	100%	助成対象者数 ・小学生 1,011人 ・中学生 213人	継続	教育委員会 学校教育部	教育推進課	

教育の機会均等を図るための経済的支援の充実

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	所管	
					乳幼児 児童・中学生	高校生・若者									局/部	課
18	特別支援教育就学奨励費	札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかると費用の一部を助成します。	継続	〇	—	—	対象児童数(小学校):1,183人 対象生徒数(中学校):492人	見込み対象児童数(小学校):975人 見込み対象生徒数(中学校):447人	継続	教育委員会 学校教育部	教育推進課					
19	高等学校定時制課程教科用図書給与	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。	継続	〇	対象者への年間助成率	100%	100%	100%	100%	助成対象者数 (大通高校のみ)210人	助成対象者数 (大通高校のみ)280人	継続	教育委員会 学校教育部	教育推進課		
20	高校生留学支援事業	将来を担う国際感覚豊かな人材の育成を目的として、高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)に在籍する生徒を対象に、留学に要する費用の一部補助を実施します。	継続	〇	—	—	市内企業の国際化に対する寄与度を踏まえて事業内容を見直し、令和元年度をもって事業を廃止。	令和元年度を廃止	経済観光局 国際経済戦略室	経済戦略推進課						

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定区分	乳幼児 児童 中学生 高校生・若者	主な対象	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
															局/部	課
施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援																
1	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組	子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。また、子どもにとって身近で、安心できる地域における居場所づくりの推進に向けた効果的な支援策を検討します。	新規	○	支援により、新たに居場所づくりに取り組んだ組んだ。又は機能や機会を増やした団体	—	—	—	40団体	・R19に「子どもの居場所づくり」をテーマとしたシンポジウムを開催し、活動実践者からの講演やパネルディスカッションを通じて、市民や関係者と意見・情報交換を行った。 ・子どもコーディネーターが地域の見守り活動の一環として子ども食堂など子どもの居場所への巡回活動を行った。 ・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動を行う団体向けの支援制度のR2年度実施に向けて、内容を検討した。	子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかるとの経費の一部を補助する事業を実施予定。 ・新型コロナウイルス感染症大の影響により、子ども食堂が食事の提供に代えて弁当を配布・配達する費用を補助する事業を実施(R2.9～7月) ・子どもコーディネーターの子ども食堂等への巡回を更に拡大し、運営団体との連携を強化する。 ・ホームページを活用した居場所づくり活動の紹介を行う。	継続	継続	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし支援担当課	
2	新型児童会館整備	既存の児童会館及びミニ児童会館(放課後子ども館を含む。)を、小学校(必要に応じて、まちづくりセンターや地区会館など)地域のまちづくり活動施設と併設した児童会館として再整備を進めます。	拡充	○	新型児童会館整備数	2館	6館	9館	17館	東白石児童会館、羊丘児童会館、発寒児童会館の開設。 新陽小学校内児童会館の開設、芸術の森地区小学校内児童会館の工事(1年目)。 二十四軒小学校内児童会館、本町小学校内児童会館、発寒南小学校内児童会館の設計。 山の手小学校内児童会館、東山小学校内児童会館の基本設計。	継続	継続	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課		
3	児童会館、ミニ児童会館	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ、サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象	継続	○	児童会館・ミニ児童会館利用者数	3,830,280人	3,897,221人	3,700,284人	3,900,000人	児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団で遊びを通して地域における児童の交流をいっそう深めることを目的に、主に下記の取組を実施した。 ○各種集いの工作会・スポーツ大会・鑑賞会・読み聞かせ・もちつき大会等) ○クラブ活動(音楽・ダンス・スポーツ等)児童の要望にあったクラブ) ○野外活動(キャンプやハイキング) ○学習支援活動(小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル「学習シビ」の活用等) ○長期休業期間中の宿題タイム ○子ども運営委員会(子どもたちが児童会館の運営に関わる取組) ○中・高校生の利用促進(スポーツ大会・クッキング等)	継続	継続	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課		
4	放課後子ども教室	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。	継続	○	実施館数(各年度4月時点)	5館	4館	4館	3館	児童会館やミニ児童会館を利用しにくい地域において、PTAや町内会などの参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、安心して活動できる場を確保した。 《子ども教室・子ども館 計4館》 ○コトポンオリ教室 ○西子ども館～PEACE～ ○よたき子ども館 ○石山東小放課後子ども館	継続	継続	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課		

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児 小学生	活動指標	当初値 (2017 年度)	2018 年度 実績	2019 年度 実績	目標値 (2022 年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の 方向性	新規、拡充、 縮小、廃止の 場合の内容	所管	
															局/部	課
5		札幌市児童育成 会運営補助	保護者の就労等による留守家庭児童を 対象に、生活の場と適切な遊びの提供 を通じて健全育成を図っている民間の児 童育成会に対し、登録児童数等に応じて 助成金の交付を行います。	継続	○	民間児童 育成会の 数(各年 度4月時 点)	48	47	46	47	保護者の就労等による留守家庭児童を 対象に、遊びなどの指図を通じた健全育 成を図っている民間児童育成会46団体 に対し、登録児童数等に応じて助成金の交 付を行った。	引き続き、民間児童育成会46団体に対 し、登録児童数等に応じた運営費等の 助成金の交付を行う。	継続		子ども企画 課	子ども未来局 子ども育成部
6		サッポロサタデー スクール事業	地域の多様な経験や技能を持つ人材・ 企業等の豊かな社会資源を活用したプ ログラムを土曜日等に実施する「サッポ ロサタデースクール」を通して、地域と学 校の連携の仕組みを整えることにより、 地域全体で子どもを育てる環境の醸成 を目指します。	拡充	○	サッポロ サタデー スクール 実施校数	30校	43校	47校	56校	47校41運営協議会(小学校36校、中学 校10校、特別支援学校1校)で実施。多 様な経験や技能を持つ地域人材・企業 等外部人材の協力を得て、子どもたち に豊かな学びや体験の場を提供した(年平 均)7回程度実施、延べ参加者数15,913 人)。 また、事業の総合的な調整を担う コーディネーター等を対象とした研修会 を実施し、事業運営者の資質向上を図っ た。 そのほか、社会教育委員会議において 、事業の検証・評価や次年度の実施 方針の検討を行った。	43校39運営協議会で、子どもたちに学び や体験の場となるプログラムを実施予 定。現在、新型コロナウイルス感染症防止対 策に伴い事業を休止している。	拡充	各中学校区 内にある小中 学校で少なく とも1校は実 施できること を目指して、 市全域に事業 を拡大する。	生涯学習推 進課	教育委員会 生涯学習部
7		プレーパーク推 進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育む ことを目的として、子どもが身近な公園 等において自分の責任で自由に遊ぶこ とができるよう、地域住民等が主体的に 開催・運営するプレーパークを推進しま す。	継続	○	プレー パークの 年間参加 者数	4,588人	4,750人	4,660 人	6,000 人	①プレーパークの普及啓発事業として、 出前講座を1回、出張プレーパークを2 回、イベントへの出展、プレーパーク未 開催公演等への出展、プレーパーク未開 催の体験会を実施(年間計12回程度)。 ②プレーパークを開催・運営する市民団 体に活動支援を実施。(相談対応窓口の 設置/プレーリーダーの派遣/開催周知 用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要 な道具の貸出) ③プレーリーダー研修会、安全管理講 習会、プレーパークの活動報告会、意見 交換会の開催。	継続		子ども未来局 子ども育成部	生涯学習推 進課	
8		子どもの体験活 動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」に おいて、子どもの自立性と社会性を育む ことを目的に、プレーパークや草遊びな ど、多様な体験機会を子どもにも提供す る。子どもの体験活動の場「Coミドリ(こ みどり)」の運営を支援します。	継続	○	「Coミドリ」 年間参加 者数	17,762人	17,870人	16,271 人	20,000 人	コロナウイルス感染症拡大防止の観点 から、当初の計画案から実施回数に差 がある。 プレーパーク(金土日及び市立小学校長 期休み期間の水～日祝実施：年間120 回程度(予定))や地域住民等を講師に 招き多様な体験プログラムを提供すると ともに、花壇等を利用して多世代交流、 地域連携事業を実施(子どもの体験活 動の場及び多世代交流、地域連携事 業：年間41回程度(予定))。	継続		子ども未来局 子ども育成部	生涯学習推 進課	

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳幼児	小学生										小・中学生	高校生・保護者
子どもの体験活動の推進	9	少年団体活動促進事業	様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成する研修事業等を通じて、少年団体の円滑な活動と活発化を図ります。	継続	○	○	少年団体加入者数	28,864人	28,542人	27,596人	29,000人	市内少年団体の新規加入者募集に関する広報として、市内小学校、児童会館・ミニ児童会館に配布される「エコチル」に各団体の記事を掲載した。また、少年リーダー養成研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部研修が中止となったが、基本研修を45回実施し、受講者は延べ2,056名に上った。実践研修では、基本研修で身につけた知識や技術を地域行事等で企画・運営に活かすなど、地域への還元も行われた。	少年団体加入促進支援 ・少年リーダー研修の企画・実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の実施の方法が変更する可能性あり。	継続		子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課
	10	進路探究学習オリエンテーション事業	将来の生き方や進路についてよく考えるとともに、体験を通して働くことの意義を感じ取ることができるよう、中学校・中等教育学校の第1学年生徒及び前年度参加していない第2学年生徒を対象として、専修学校・各種学校と連携し、中学校・中等教育学校の夏季休業期間中に、札幌市内及び近郊の専修学校等に会場とした職業体験講座を実施します。	継続	○		年間参加生徒数	1,169人	884人	1,252人	1,660人	市立中学校第1学年及び第2学年生徒を対象とした「進路探究学習オリエンテーション」事業を夏季休業期間等を利用して開催し、市内専門学校において開設し、83講座に1,252名の生徒が参加した。	対象者を市立中学校全学年生徒に拡大し、「進路探究学習オリエンテーション」事業を夏季休業期間等を利用して開設する予定。	参加対象を中学校の全学年に広げるとともに、実施期間も拡大するなど、中学生の機会を広げ、進路探究学習の充実を図る。	教育委員会 学校教育部	教育課程担当課	

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画 実施 時期 区分	乳小・幼児 児童 生徒 数	高校生・若者 数	活動指標	当初値 (2017 年度)	2018 年度 実績	2019 年度 実績	目標値 (2022 年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
															局/部	課
<p>施策3-1 社会的自立に向けた支援</p>																
若者の自立支援の促進	1	若者の社会的自立促進事業(学習支援)【再掲2-1】	学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。	新規	○		学習支援への参加者数	—	21人	47人	40人	高校中退者等から延べ231件の相談に定評し、47名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施した。このうち19名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち6名が高卒資格を取得し就職支援、進学等に繋がった。また、5名が高校に合格し入学に至った。	継続	引き続き高校中退者等からの相談に応じ、高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施する。	子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課
	2	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実に努める【再掲1-1】	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。また、「さっぽろ子ども若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども若者を速やかに、適切な支援機関へとつなげられるよう取り組めます。	拡充	○		自立支援相談登録者数	354人	308人	351人	400人	引き続き若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、相談事業や自立支援プログラムの実施するほか、学校や地域へのアウトリーチ型居場所づくりを行い、支援を必要とする若者の発見機能の強化に取り組む。	継続	引き続き若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、相談事業や自立支援プログラムの実施するほか、学校や地域へのアウトリーチ型居場所づくりを行い、支援を必要とする若者の発見機能の強化に取り組む。	子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課
	3	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料の減免)	経済的困難状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学の運営費交付金において授業料の減免に係る費用を加味します。	拡充	○		—						令和元年度授業料減免実施状況 前期 減免人数:99人 減免額: 12,368,050円 後期 減免人数:102人 減免額: 12,903,850円 合計 減免人数:201人 減免額: 25,271,900円	令和2年度より、従前から実施している大学独自の減免制度よりも減免率の高い国の減免制度がスタートしたが、大学独自の減免制度の方が対象がより広範囲であるため、両者を複合して実施。	まちづくり政策局 政策企画部	企画課
	4	中学校卒業業者等への進路支援事業	札幌市若者支援総合センターにおいて、中学校及び高等学校の卒業時や高等学校の中途退学時等の進路未定者に対し、進学や就労に向けた支援を行います。	継続	○		進路未定者等の学校からの情報提供	46件	53件	129件	60件	進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、40名が就労・進学等の進路決定に至った。	継続	札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。	子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課
	5	社会体験機会創出事業	ひきこもりやニート等困難を有する若者の職場体験やボランティア体験等の受入先となる企業の開拓等を行います。	継続	○		社会体験に参加した延べ人数	798人	824人	703人	950人	企業等開拓員を1名配置し、協力企業の開拓を行い、38社の新規協力企業を獲得した(30年度未時点での協力企業数320社)。また、延べ703人の社会体験(就労体験)を実施し、210名が就労等の進路決定に至った。	継続	札幌市若者支援総合センターに企業等開拓員を1名配置し、企業開拓や社会体験のサポートを行う。	子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳小・高校生・若者 幼児児童 中学生	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
														局/部	課
6	市立札幌大通高等学校支援事業	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した就労支援などを行います。	継続	○	過去5年の就職希望者の就職率	85.1%	88.1%	98.4%	95%	・社会的・職業的自立に向けて、キャリア教育を専門とする外部人材を活用し、講演会やワークショップなどの教育プログラムを実施した。 ・就職希望者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職活動サポート等の就労支援を実施した。	全生徒に対する外部人材を活用したキャリア教育プログラム及びキャリアカウンセリングによる個別的就労支援を継続し、生徒の社会的・職業的自立を図る。	継続		教育推進課 教育委員会 学校教育部	教育推進課
7	フレックスマスター塾事業	学校卒業後3年以内の新卒未就職者を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、地元企業への早期の正社員就職を支援します。	継続	○	正社員就職率	55%	62.1%	—	—	—	—	廃止	非正規社員層の高い年齢をカバーし、対象年齢を拡大するため、令和元年度よりワークライフバランスに統合。	経済観光局 雇用推進部	雇用推進課
8	ワークライフリアル事業	概ね40歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員及び正社員への転換が可能な早期の就職を支援します。	継続	○	本事業の参加者の就職率	—	69%	76.9%	70%	【実施内容】 新卒未就職者、おおむね40歳以下の求職者、非正規社員等を対象に、座学研修と職場実習を通じて、市内企業に正社員または正社員への転換の可能性のある就職を支援する。 【実績】 ・研修受講者数:134人 ・就職率:76.9%	【実施内容】 新卒者及び49歳以下で求職中の方または非正規社員等を対象に、座学研修と職場実習を通じて、さっぽろ圏内企業への正社員または正社員転換が可能な就職を支援する。 【実績】 ・第1期研修生53人の職場実習調整中 ・第2期研修(定員70人)は10月中旬開始	継続	—	経済観光局 雇用推進部	雇用推進課
9	就労支援コーディネーター派遣事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。	継続	○	就職希望者内定率	95%	95%	社会的養護自立支援事業に統合	100%	令和元年度から社会的養護自立支援事業(基本施策5)に統合して実施	令和元年度から社会的養護自立支援事業(基本施策5)に統合して実施	廃止	令和元年度から社会的養護自立支援事業(基本施策5)に統合して実施	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
10	児童養護施設等入所児童への大卒進学等奨励給付事業	児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む。)が、大学などに入学する/ため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。	継続	○	年間支給人数	8人	5人	13人	10人	これまで同様、児童福祉施設等を退所し、大学等に進学する児童に、生活費として1か月5万円を1年間支給する予定。	—	継続	—	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
11	奨学金支給【再掲2-2】	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。	継続	○	採用人数	1,297人	1,306人	1,291人	1,300人	奨学生採用人数内訳 ・高校等 1,037人 ・大学等 254人	奨学生採用人数内訳 ・高校等 1,240人 ・大学等 280人	拡充 人増	採用者数200人増	教育委員会 学校教育部	教育推進課
12	札幌市特別奨学金支給事業【再掲2-2】	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが、技能習得を目的とした高等学校に通うために必要な学費を支給します。	継続	○	—	—	—	—	—	奨学生採用人数内訳 ・技能習得資金 受給者数:237人 ・支度資金 受給者数:59人	奨学生採用人数内訳 ・技能習得資金 受給者数:204人 ・支度資金 受給者数:49人	継続	—	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	所管	
					乳小・幼児	高校生・若者									局/部	課
ひきこもり対策の充実	13	ひきこもり対策推進事業 【再掲1-1】	公立夜間中学設置検討事業 年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口を設置してひきこもり地域支援センターを設けていく。また、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。	未掲載	〇	〇	ひきこもり地域支援センターにおける相談件数	1,087件	1,473件	2,494件	1,900件	令和4年4月の開校に向け、他都市調査や市民アンケート調査などの調査研究を実施。また、設置する学校のコンセプトや教育内容の概要についての検討を行った。	令和2年度中に開設場所や設置する学校のコンセプト、教育内容の概要などについてまとめた「基本計画」を策定する予定。また、この策定に向け、外部有識者による「札幌市における公立夜間中学の在り方検討会議」を開催予定。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部	教育推進課
		14	思春期特定相談事業 【再掲1-1】	概ね12歳から20歳未満の不登校やひきこもり等の問題で困っている子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、このセンターにおいて、電話と来所(来所相談は予約制)による相談支援を行います。	継続	〇	〇	電話・来所相談件数(延べ数)	245件	222件	220件	-	引き続き、電話・来所による相談支援を実施する。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部	精神保健福祉センター

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

取組項目	事業名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児 小学生 中学生 高校生・若者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
														局/部	課
施策4-1 保護者の自立・就労の支援															
保護者の自立・就労に向けた支援の推進															
1	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	漠然と就職を考えているものの具体的な活動方法がわからず、就労支援施設の利用に踏み切れない女性や、めれば良いかわからないような女性を対象として、子連れでも気軽に相談ができる、個々の環境やニーズに合わせた多様な働き方の実現に向けた支援を受けられる、女性のための総合就労相談施設を設置、運営します(「子育てママ再就職支援事業」のレベリングアップ)。	拡充		職場体験参加者のうち、就職に至った割合(「子育てママ再就職支援事業」指標)	—	38.89%	66.70%	50%	・子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。また、今年度より、保育所等相談の開催場所をこれまでの2区から全区に拡大し、より積極的に潜在的求職者の動機付けを行った。	継続		経済観光局 雇用推進部	雇用推進課	
2	ひとり親家庭スマイル応援事業(旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」)	ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。	拡充		説明会参加者数	154人	211人	106人	220人	【令和元年11月2日開催】説明会参加企業数 20社 イベント参加者数 106人	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
3	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給します。	拡充		新規受給者数	117人	52人	56人	156	・修業期間の最後の1年間の支給額を月4万円増額 ・対象資格を追加(助産師、保健師、管理栄養士) ・高等職業訓練促進給付金 132件 164,063千円 ・高等職業訓練修了支援給付金 29件 1,325千円	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
4	高等職業訓練促進資金貸付事業	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学金準備金と就職準備金の貸付を行います。	継続			—	実施	実施	実施	・入学金準備金19件 9,500千円 ・就職準備金11件 2,200千円 ※事業の実施主体である(公社)札幌市母子寡婦福祉連合会の貸付実績	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
5	ひとり親家庭高度等学校卒業程度認定試験合格者支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高度認定試験合格のために講座(通信講座を含む。)を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	継続		高卒認定試験合格者数	0	0	1	140	・受講修了時給付金1件 27,000円 ・合格時給付金1件 54,000円	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
6	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。	継続		年間新規申請者数	43人	32人	50	130	・対象講座の拡充(雇用保険制度の特定期間一般教育給付金、専門実践教育訓練給付金の対象講座を追加) ・雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格あり40件 1,657,895円 ・雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格なし10件 545,094円	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳幼児	高校生・若者										局/部	課
9	7	就労ボランティア体験事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。	継続		○ 事業への参加人数	114人	125人	131人	未定	・受入事業所…146ヶ所 ・参加者…131人	令和元年度と同様に事業を実施し、参加者の拡充を図る。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支援課	
	8	就労支援相談員	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及びひき寄せを行います。	継続		○ 就労支援を実施した人数	2,103人	1,797人	1,688人	未定	就労支援を実施した1,688人のうち、836人が就労開始により支援終了、48人が就労訓練等に参加	令和元年度と同様に事業を実施し、就労率の向上を図る。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支援課	
	9	生活困窮者自立支援事業【再掲1-1】	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づき就労支援などの支援を行います。	継続		○ 生活困窮者からの新規相談件数	3,335人	3,588人	3,502人	未定	自立相談支援事業所(ステップ)において、令和元年度新規相談件数は2,746件、自立相談支援事業所(JOIN)においては、756件となっている。ステップにおいては、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け、自らが支援するほか、適切な関係機関へのつながりを実施し、JOINについては、ホームレスへの相談支援であり、就労や安定した生活への支援を実施している。また、ステップの相談支援は、全市を1カ所、ステップの相談支援は、全市を1カ所、ステップの相談支援は、本市は広域であることから、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和元年度は237回開催した。	2か所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付ける他、市内各所での出張相談・巡回相談を行い、まだ支援につなげていない生活困窮者の掘り起しを行う。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支援課	

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児・小学生・中学生・高校生・保護者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
														局/部	課
施策4-2 生活基礎の確保に向けた支援															
1		母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。また、貸付けの種類追加についても検討します。	拡充		貸付件数 (参考)	120	72	55	実施	母子福祉資金貸付金 50件 30,741,200円 父子福祉資金貸付金 1件 972,000円 寡婦福祉資金貸付金 4件 2,721,000円	継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
2		住宅確保要配慮者(旧「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」)	住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯など)の居住の安定確保に向け、行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、札幌市から過去までをサポートする相談体制の構築等を実施します。	29年度新規		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数	7	12 (登録総数19)	32 (登録総数51)	—	登録住宅制について、札幌市公式ホームページによる周知のほか、窓口でのチラシ配架を実施。	拡充	子ども未来局 都市局 市街地整備部	住宅課	
3		児童手当	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。	継続		—					15歳到達後最初の年度未までの児童を養育する父母等に手当が支給される。手当額は3歳未満の児童は一律15,000円、3歳～小学校終了前の児童は第1・2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。所得制限該当者は一律5,000円。 ※施設入所児童の場合は3歳未満一律15,000円、それ以外は一律10,000円。 年間延べ児童数 【一般受給者】 ・3歳未満:407,149人 ・3歳～12歳:1,371,443人・中学生:422,734人 ・特別給付:200,295人 【施設・里親】 ・3歳未満:743人 ・3歳～12歳:5628人・中学生1680人	継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
4		児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります	継続		—					R2.4～ 児童1人の支給額:全部支給月額43,160円・一部支給月額43,150円～10,180円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,190円・一部支給月額10,180円～5,100円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,110円・一部支給月額6,100円～3,060円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,080円・一部支給月額6,070円～3,040円 受給者数:約19,000人(R2.3現在)	継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳幼児	小学生・中学生・高校生・保護者										局/部	課
世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進	5	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	継続		特別児童扶養手当 ○ 支給事務	3901人	3767人	3,716人	3767人	3767人	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいがある児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 手当支給額：1級(重度)月額52,200円、2級(中度)月額34,770円(平成31年4月1日現在)。	継続		保健福祉局 障がい福祉課	障がい福祉課	
	6	災害遺児手当	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、又は母等を失った(重度障がいなどなかった場合を含む。)義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校及び高等学校に入学する際又は中等学校卒業後、就職する際に、奨励金を支給します。	継続		—						①災害遺児手当の支給 遺児1人につき月額4,000円の災害遺児手当を支給。 ②災害遺児入学等支度資金の支給 遺児を扶養している人に、その遺児が小・中学校、中学校及び高等学校に入学する際、又は中等学校卒業後就職する際に、遺児1人につき20,000円の入学等支度資金を支給。	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
	7	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	継続	○ ○ ○	特別障害者手当等 支給事務 (障害児福祉手当)	1,075人	1,047人	1,058人	1,047人	1,047人	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給し、福祉の増進を図ります。 手当支給額：月額14,790円(平成31年4月1日現在)。	継続		保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課	
	8	生活困難者自立支援事業(住居確保給付金)	職業者であつて就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は専業主婦のおおその方のある方に対して、住居確保給付金の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。	継続		○ 支給決定件数	63件	64件	41件	未定	未定	令和元年度は383件の新規相談があり、うち41件に対し支援決定を行った。	省改正で年齢要件の撤廃と難関要件の緩和が行われ、対象者が拡大された。	拡充	保健福祉局 保健福祉局総務部	保護自立支援課	
	9	アイヌ住宅建築費等貸付事業	札幌市に在住するアイヌの居住環境の整備改善を図るため、住宅の新築、改修、宅地取得の資金の貸付を行います。	継続		○ 住宅建築費貸付件数(累計)	355	349	349	385	385	アイヌ住宅貸付金(千円) ・住宅新築資金 3件×7,600千円＝22,800千円 ・宅地取得資金 3件×5,900千円＝17,700千円	継続		市民文化局 市民生活部	アイヌ施策課	
	10	市営住宅への優先入居	安心して子どもを生み育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みの際に、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。	継続		○ 市営住宅当選確率及び若年層世帯向け住宅の募集	—	26戸	30戸	30戸	30戸	令和元年度においても当選確率が高まる優遇制度(一般世帯比3倍)を実施した。また、ひとり親世帯、18歳未満の子が3人以上いる世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯に対し、募集する住宅の一般(専用申込枠)を割り当て、優先的に選考する制度を実施した。	継続		都市局 市街地整備部	住宅課	

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定期区分	主な対象		活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	所管	
					乳幼児	小・中学生・若者									局/部	課
<p>施策5-1 社会的養護必要とする子どもへの支援</p>																
1		児童相談体制の強化 【再掲1-2】	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。	拡充	〇	〇	〇	〇	〇	〇		「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組を実施するとともに、現行プランを改定し、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」を策定する予定。	継続		子ども未来局 児童相談所	企画担当課
2		養育支援員派遣 事業 【再掲1-1】	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施すること、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。	29年度新規	〇	〇	〇	〇	〇	〇		養育支援員による支援が必要な世帯に対し、養育支援員を派遣。	拡充 対象世帯数 増に向けた検討		子ども未来局 児童相談所	地域連携課
3		社会的養護自立支援事業	20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された子ども等への自立に向けた支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて、引き続き必要な支援を実施します。	29年度新規	〇	〇	〇	〇	〇	〇	実施	①支援コーディネーターによる継続支援計画策定②居住費支援③生活費支援④学習費等支援⑤生活相談・就労相談支援⑥就学者自立支援事業の6つの事業を実施(⑤は就労支援コーディネーター派遣事業と統合)。②～④:延べ14人が事業を利用。	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課
4		児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 【再掲1-1】	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子ども自身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。	継続	〇	〇	〇	9,859件	10,761件	11,819件	—	年間相談受理件数 児童相談所:8,453件(2019年度速報値) 家庭児童相談室:3,366件(2019年度速報値)	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課
5		児童家庭支援センターにおける相談支援 【再掲1-1】	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。	継続	〇	〇	〇	5,991件	6,626件	6,959件	—	4か所の児童家庭支援センターにて、各種相談対応に必要な支援を行っています。	拡充 2021年度中に1か所、2022年度中にさらに1か所設置予定。		子ども未来局 児童相談所	地域連携課
6		子ども安心ホットライン 【再掲1-1】	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内(子ども虐待相談)の電話相談員が相談支援を行っています。	継続	〇	〇	〇	3,597件	3,634件	4,210件	3,920件	電話相談員9名体制で、24時間365日、児童虐待通告の他、子どもへの養育に関する様々な相談を受け付けた。	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課
7		児童養護施設等入所児童(里親委託児童)への大規模奨励給付事業 【再掲3-1】	児童養護施設等入所児童(里親委託児童)を含む。)が、大学などに入学するための措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。	継続	〇	〇	〇	8人	5人	13人	10人	これまで同様、児童福祉施設等を退所し、大学等に進学する児童に、生活費として1か月5万円を1年間支給する予定。	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳幼児	小学生	中学生・若者										局/部	課
社会的養護必要とする子どもへの支援の推進	8	社会的養護体制整備事業	児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。	継続	○	○	○	改築2カ所 GH8ヶ所	改築2カ所 GH19カ所	改築2カ所 GH9カ所	改築3カ所 GH14ヶ所	令和元年度は新設工事等の実施なし(当初計画どおり)	地域小規模児童養護施設4か所、ファミリーホーム2か所設置予定	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
	9	スタディメイト派遣事業 【再掲2-2】	児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。	継続	○	○	○	1,043人	820人	1,009人	920人	児童養護施設5カ所(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)に入所している児童に対して学習支援等を実施。	児童養護施設5カ所(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)に入所している児童に対して学習支援等を実施予定。	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
	10	就労支援コーナー派遣事業 【再掲3-1】	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して就労支援コーナーアドバイザーを派遣し、卒業に向けてたきめ細やかな就労支援を行います。	継続	○	○	○	95%	95%	100%		令和元年度から社会的養護自立支援事業(基本施策5)に統合して実施	令和元年度から社会的養護自立支援事業(基本施策5)に統合して実施	廃止	令和元年度から社会的養護自立支援事業(基本施策5)に統合して実施	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
	11	要保護児童対策地域協議会 【再掲1-2】	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。	継続	○	○	○	—					札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) 各区区代表者会議実施(年1回) 各区実務者会議実施(年3回) 個別ケース検討会議実施(適宜)	札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) 各区区代表者会議実施(年1回) 各区実務者会議実施(年3回) 個別ケース検討会議実施(適宜)	継続		子ども未来局 児童相談所	地域連携課

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児 小学生・若者 高校生・保護者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
													局/部	課
施策5-2 ひとり親家庭への支援														
1	ひとり親家庭スマイル応援事業 (旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」) 【再掲4-1】	ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会・情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。	拡充		説明会参加者数	154人	211人	106人	220人	【令和元年度(2019年度)実施状況】 説明会参加企業数 20社 イベント参加者数 106人	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
2	高等職業訓練促進給付金事業 【再掲4-1】	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。	拡充		新規受給者数	117人	52人	56人	156	・修業期間の最後の1年間の支給額を月4万円増額 ・対象資格を追加(助産師、保健師、管理栄養士) ・高等職業訓練促進給付金 132件 164,063千円 ・高等職業訓練修了支援給付金 29件 1,325千円	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
3	必要な支援策を届ける広報の充実 【再掲1-2】	困難を構えている子ども、世帯に世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。	拡充		—					・ひとり親家庭のための支援制度を紹介する「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を作成し、離婚届の受付窓口をはじめ、ひとり親関係窓口や関係機関等で配布。 ・気軽に手に取ってもらえるよう4コマ漫画を活用したチラシを作成し、児童扶養手当の現況届に同封したほか、各区の健康・子ども課等に配架 ・ひとり親家庭向けのイベント「シングル・ママ&パパ スマイルfesta」で、各種支援制度を紹介 ・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」及び「広報さっぽろ」へ掲載。 ・子どもコーナーの巡回活動、関係機関訪問、支援者会議等への出席を通じ、事業の周知を図った。	継続	「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」の令和2年度版を作成し、引き続き離婚届の受付窓口を中心に広く配布。また、新型コロナウイルス感染症の影響による来庁抑制などの状況を踏まえた広報を実施 ・ひとり親家庭向けのイベント「シングル・ママ&パパ スマイルfesta」で、各種支援制度を紹介 ・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」及び「広報さっぽろ」へ掲載。 ・子どもコーナーの巡回先をさらに拡大し、「子どものくらし支援コーディネートネットワーク」の認知度の向上を図る。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援部	子どものくらし支援担当 子育て支援課
4	母子・父子・専業主婦福祉資金貸付事業 【再掲4-2】	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・専業主婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。 また、貸付けの種類追加についても検討します。	拡充		貸付件数(参考)	120	72	55	実施	母子福祉資金貸付金 50件 30,741,200円 父子福祉資金貸付金 4件 972,000円 専業主婦福祉資金貸付金 4件 2,721,000円	継続		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	乳幼児・小学生・中学生・高校生・保護者	活動指標	当初値(2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目録値(2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
														局/部	課
5		高等職業訓練促進資金貸付事業【再掲4-1】	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にする条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	継続	○	—	—	実施	実施	・入学準備金19件 9,500千円 ・就職準備金11件 2,200千円 ※事業の実施主体である(公社)札幌市母子寡婦福祉連合会の貸付実績	継続	(公社)札幌市母子寡婦福祉連合会との連携で、引き続き続き事業を実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
6		ひとり親家庭高度認定試験合格支援事業【再掲4-1】	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む。)を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	継続	○	高卒認定試験合格者数	0	1	140	・受講修了時給付金1件 27,000円 ・合格時給付金1件 54,000円	継続	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援する。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
7		自立支援教育訓練給付金事業【再掲4-1】	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。	継続	○	年間新規申請者数	43人	50	130	・対象講座の拡充(雇用保険制度の特定期間教育訓練給付金の対象講座を追加) ・雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格あり40件 1,657,895円 ・雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格なし10件 545,094円	継続	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座の受講費用を支援する。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
8		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。	継続	○	家庭生活支援員の派遣件数(実績)	109	118	120	①派遣件数 118件、派遣延べ件数 238件(母子家庭238件、寡婦0件、父子家庭0件) ②派遣家庭生活支援員研修サービスの充実を目的とした、家庭生活支援員の知識や技術向上のための研修会(1回)を実施	継続	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に日常生活を営む必要がある場合や、ひとり親家庭になつて間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施する。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
9		ひとり親家庭学習支援ボランティア【再掲2-2】	ひとり親家庭の児童(小学校3年生から中学校3年生)に対し、学習支援(市内10区の全場で実施)により学習習慣を身につけさせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進します。	継続	○	—	—	—	—	市内全10区で実施 原則週1回、2時間程度 ①参加人数 延べ3,491人 ②登録ボランティア数 161人	継続	市内全10区で実施 原則週1回、2時間程度	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
10		ひとり親家庭支援センター等運営	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、資格取得講習会や就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施します。	継続	○	就業相談を通じた就業件数	36	18	10,000	就業相談件数 6,163件 就業実績 18件(就業情報提供による自己就職を含めると65件) 就業支援講習会 16科目17講座開催(年間受講者数 延べ2,805人) 母子・父子自立支援プログラム策定者数 9人	継続	一般相談や法律相談、就業相談等の各種相談に応じるほか、就業支援講習会、就職準備 離職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
11		母子生活支援施設運営	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活、住宅、就職等解決困難な問題をもっているため、児童福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。	継続	○	母子保護の実施	実施	実施	実施	5施設(定員100世帯)で母子保護を実施。入所世帯数:780世帯	継続	5施設(定員100世帯)で母子保護を実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規・拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
					乳幼児	小学生	中学生・高校生										保護者	高齢者
12		保育所等の利用調整【再掲2-1】	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加 points します。	継続	○	○	○	○	実施	実施	実施	入所調整において加 points を実施した。	令和元年度と同様に実施する。	継続		子ども未来局子育て支援部	保育推進担当課	
13		ひとり親家庭等医療費助成【再掲2-1】	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかると医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。	継続	○	○	○	—	実施	実施	実施	一定の要件を満たすひとり親家庭等の児童、母親もしくは父親に係る医療費自己負担分の一助成を助成。 助成件数 282,497件 助成金額 588,427千円	令和元年度と同様に実施する。	継続		保健福祉局保険医療部	保険企画課	
14		児童扶養手当【再掲4-2】	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じっていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	○	○	○	—	—	—	—	離婚・婚姻によらない出生、もしくは父親又は母親が死亡・重度の障がい・拘禁等の状態にある場合などで、父親又は母親と生計を同じっていない児童を監護している母親や、生計を同じっている父親または養育者に手当を支給する。 H31.4～ 児童1人の支給額：全部支給月額43,150円～10,180円 児童2人目の加算額：全部支給月額10,190円・一部支給月額10,180円～5,100円 児童3人目以降の加算額：全部支給月額6,110円・一部支給月額6,100円～3,060円 児童3人目以降の加算額：全部支給月額5,070円 児童6,080円・一部支給月額6,070円～3,040円 受給者数：約19,000人(R2.3現在)	令和元年度と同様に実施する。	継続		子ども未来局子育て支援部	子育て支援課	
15		養育費確保の推進	母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談を実施します。 また、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。	継続	○	○	○	養育費・面会交流の実施	実施	実施	実施	ひとり親家庭支援センターにおいて養育費の取り決め等に関する女性弁護士による法律相談(予約制)を第1～4水曜日に実施するほか、指定管理者の自主事業として養育費・面会交流セミナーを実施した。	引き続き、養育費確保に向けた以下の事業を実施。 ・母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談。 ・ホームページやパンフレット等の媒体による、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動の推進。	継続		子ども未来局子育て支援部	子育て支援課	
16		市営住宅への優先入居【再掲4-2】	安心して子どもを生き育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みの際に、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。	継続	○	○	○	市営住宅当選確率及び若年層世帯向け住宅の募集	—	26戸	30戸	30戸	令和元年度においても当選確率が高まる優遇制度(一般世帯比3倍)を実施した。また、ひとり親世帯、18歳未満の子が3人以上いる世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯に対し、募集する住宅の一部(専用申込枠)を割り当て、優先的に選考する制度を実施した。	令和2年度においても抽選優遇及び募集する住宅の一部を割り当てる優遇制度を実施する。	継続		都市局市街地整備部	住宅課

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象 乳幼児 小学生 中学生 高校生 保護者	活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	新規、拡充、縮小、廃止の場合の内容	所管	
														局/部	課
施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援															
生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進															
1	生活保護	生活に困難な方に対し、その困難の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。	継続	〇	〇	〇	〇	〇	〇	【R2.3月時点の各状況】 ・被保護世帯数:55,513世帯 ・被保護人員数:72,010人 ・教育扶助受給人員数:4,841人 ・保護率:36.6%	【予算編成時点の各厚込】 ・被保護世帯数:55,685世帯 ・被保護人員数:71,242人 ・保護率:36.1%	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支 援課
2	就労支援相談員 【再掲4-1】	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。	継続	〇	〇	2,103人	1,797人	1,688人	未定	就労支援を実施した1,688人のうち、836人が就労開始により支援終了、48人が就労訓練等に参加	令和元年度と同様に事業を実施し、就労率の向上を図る。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支 援課
3	生活困窮者自立支援事業 【再掲1-1、4-1】	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	継続	〇	〇	3,335人	3,588人	3,502人	未定	自立相談支援事業所(ステップ)において、令和元年度新規相談件数は2,746件、自立相談支援事業所(JOIN)においては、756件となっている。 ステップにおいては、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け、自らが支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施し、JOINについては、ホームレスへの相談支援であり、就労や安定した生活への支援を実施している。 また、ステップの相談支援は、全市を1カ所の事業所に対応しているが、本市は広域であることから、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和元年度は237回開催した。	2カ所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付ける他、市内各所での出張相談・巡回相談を行い、また支援につながらない生活困窮者の掘り起しを行う。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支 援課
4	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) 【再掲4-2】	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失のおそれのある方に対して、住居と就労機会確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。	継続	〇	〇	63件	64件	41件	未定	令和元年度は383件の新規相談があり、うち41件に対し支援決定を行った。	4月1日の省令改正により、65歳未満という年齢要件が撤廃された。また4月20日の省令改正で減収者も対象に含めることとなった。今後も引き続き、省令に則って実施していく。	省令改正で年齢要件の撤廃と離職要件の緩和が行われ、対象者が拡大された。	保健福祉局 総務部	保護自立支 援課	
5	就労ボランティア 体験事業 【再掲4-1】	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。	継続	〇	〇	114人	125人	131人	未定	・受入事業所…146ヶ所 ・参加者…131人	令和元年度と同様に事業を実施し、参加者の拡充を図る。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支 援課
6	札幌まなびのサ ポート事業 【再掲2-2】	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を奨励するとともに、自己肯定感を育てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。	継続	〇	〇	618人	522人	479人	未定	「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を平成24年から実施している。 令和元年度は生活保護受給世帯及び就労支援利用世帯の中学生を対象に市内40会場(約15名/会場)で600名程度の受け入れを見込み実施した。その結果、479名が本事業へ参加し、年度末まで参加した中学生3年生の高校等進学率は99.3%であった。	令和2年度も引き続き、生活保護受給世帯及び就労支援利用世帯の中学生を対象とし、学習支援を実施する。 実施規模は昨年同様、市内40会場(15名/会場)で600名の受入を見込んでいく。また、高校進学後のフォローアップを実施することで中退防止に向けた取り組みも行っていく。	継続		保健福祉局 総務部	保護自立支 援課

取組項目	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 (2017年度)	2018年度実績	2019年度実績	目標値 (2022年度)	令和元年度(2019年度)実施状況	令和2年度(2020年度)実施予定	今後の方向性	所管	
				乳幼児	小学生	中学生・高校生									局/部	課
7	保育所等の利用調整 【再掲2-1、5-2】	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加 points します。	継続	○			加 points の実施	実施	実施	実施	実施	入所調整において加 points を実施した。	令和元年度と同様に実施する。	継続	子ども未来局 子育て支援部	保育推進担当課
8	実費徴収に係る 補給付事業 【再掲2-1】	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせ生活保護世帯に助成します。	継続	○			—					対象児童1,557人 令和元年10月から対象拡大(私学助成幼稚園の副食費補足給付が開始)したため、昨年度より増加している。	対象児童1963人見込み	継続	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課